

施設使用料減免申請を受け付けます

施設使用料減免申請を受け付けます

令和8年10月使用分からの施設使用料減免申請を受け付けています。減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類（会員名簿、会則、決算書または予算書）を添えて、**5月20日(水)までに団体を所管する課へ提出してください。**

- ① 国、県、町及び町の機関が使用するとき
- ② 町及び町の機関が主催又は共催するとき
- ③ 町内の保育園（認可外保育施設を除く。）、こども園、幼稚園、小学校又は中学校が正規の教育課程の目的等で使用するとき（認可外保育施設を除く）
- ④ 大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
- ⑤ 町内の各種団体が行政活動の協力目的等で使用するとき
- ⑥ 町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑦ 社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑧ スポーツ協会・文化協会に加盟している**会員数5人以上の団体**で、会員の全てを町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑨ スポーツ協会・文化協会に加盟している**会員数5人以上の団体**で、会員の全てを町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

- ①②公共性
- ③～⑨公益性

YES

免除

いずれか一つに該当

{ 会議終了後の懇親会等は、除く。 }

NO いずれにも該当しない

免除しない

町内在住者5人以上を含み、スポーツ協会・文化協会に加盟しているか。

YES

NO

サークル協議会に加盟しているか。

YES

NO

10人以上の団体で過半数が町内の65歳以上か。
10人以上の団体で過半数が町内の中学生以下か。

YES

NO

1/2減額

減額しない

町内在住者5人以上を含む、総合型地域スポーツクラブが所管するスポーツ団体

※新たに免除・減額を希望する団体は、スポーツ協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。（継続的な活動を行っている団体が対象）

※丸山公園の夜間照明設備の使用料は免除・減額しません。冷暖房費・多目的ホールの設備は免除団体については免除し、その他の団体は徴収とします。